

「計画策定における住民意見の反映について(031023案)」に対する質問・意見						
番号	頁	行	章	記載内容	質問・意見等	備考
	1	L.4	はじめに	...河川管理者と「河川整備基本方針の案の作成」の検討を...	...河川管理者と「河川整備計画の案の策定」の検討を...	L.11の記述との整合
	3	L.26 ~27	1.住民参加および住民意見の反映の基本的考え方	2.たとえば、ダム建設などの重要課題では「合意形成」とは何かについて、「対話集会」に入る前に十分協議を重ねておく必要がある...	河川管理者としては、「対話集会」は社会的合意を得るためのプロセスの一部で、住民意見反映のための手段であると解釈しております。したがって、「対話集会における参加者の合意=社会的合意」とは認識しておりません。 この認識が共有できているものとしたとき、ご記述の表現が適切であるとするならば、当該記述についてもう少し詳細にご教示下さい。	河川管理者としてはP.12に掲載いただいた「基礎原案」抜粋のプロセスが、社会的合意形成のプロセスそのものであると考えております。
	4	L.31 ~32	3.対話集会に付帯する住民と連携した調査等	...対話集会に付帯する住民と連携した調査研究等を粘り強く進めるべきである。	対話集会に付帯する住民と連携した調査研究等が合意形成に資するものと理解しますが、具体的なイメージをご教示下さい。	
	"	L.33 ~34	"	さらに、計画策定後の事業の実施段階において、計画策定に参加した対話集会のメンバーを中心に、合意された事項の継承・確認のための期間の設置が望まれる。	事業実施段階における内容の監視については、流域委員会を継続し、これによることを考えておりますが、当該記述は流域委員会とは別の機関設置の述べておられるのでしょうか。	
	5	L.14 ~16	4.1 流域委員会活動と一般意見聴取のとりくみ	...流域委員会が提案する「流域センター」のありようを示したものではないか...	住民参加部会意見(031023案)P.20の流域センターの概要と整合していないように見受けられます。	
	8	L.28 ~29	5.1 対話集会の基本的考え方	...対話集会は、河川整備計画および事業における...	...対話集会は、河川整備計画の策定および事業の実施における...	より適切な表現
	9	L.10 ~11	6.2 会議形式	...河川管理者・住民と自治体代表等の対話を通して、河川整備計画の合意形成を図るのであるから...	上記 に同じ	

番号	頁	行	章	記載内容	質問・意見等	備考
	"	L.19 ~21	6.4 対話進行	...必要に応じて、専門調査班を設置し、資料やデータの提出を求め、ワークショップや現地視察、専門家の意見を聴き、さらに、出席者以外の利害関係者・関係機関等を招聘して意見を聴くなどして、合意形成に努める。	上記 に同じ	
		L.26 ~27	7.1 ファシリテーター（対話進行者）の選任	...ファシリテーターと河川管理者との間で一定の契約「業務指示書」を確認することが望まれる）。	「業務指示書」についてもう少し具体的にご教示下さい。	
	10	L.11	7.3 対話集会の出席者選定と（人数、選定基準）選定者	...河川管理者が流域委員会の助言を参考にして決定する。	...ファシリテーターが流域委員会の助言を参考にして決定する。	別冊提言との整合
	"	L.12 ~14	"	専門知識や当該テーマに詳しい人中略候補者としてその中から厳選する。	上記 に同じ	
	11	L.1	7.6 最終意志決定（住民意見の反映）の様態	7.6 最終意志決定（住民意見の反映）の様態	上記 上段の理由により、「7.6 住民意見の反映の様態」などのタイトルの方が適切かと考えます。	

「住民参加部会意見(031023案)」に対する質問・意見						
番号	頁	行	章	記載内容	質問・意見等	
	27	L.1~ 3	5-7 ダム建設をめぐる合意形成	...代替案や意見がある限り、議論をつくし、合意形成をめざすことが大切である。	「意見がある限り、議論をつくし、合意形成を目指すことが大切である。」とありますが、どのように議論をつくしても100%の合意（完全合意）に至らないという状況があり得ることは否定できません。完全合意以外の状況では、合意に至らない事項あるいは事案そのものに対し何らかの意見が存在し続けることとなりますので、ここでいう「意見がある限り...合意形成をめざす...」との表現は、「完全合意をめざす...」ことと解釈できます。そうであるならば、当031023案P.23の5-1(7)前半の「合意形成を図るうえで、全ての事案において一人の異論もない「完全合意」はありえない...」の記述とは不整合であり、また、別冊提言P.6の一定の結論に導くことが困難な場合の取り扱いとも異なることとなりますが、如何でしょうか。	